

自動販売機設置事業仕様書

1. 設置場所及び面積

三重県立鈴鹿青少年センター

〒513-0825 鈴鹿市住吉町南谷口

(設置場所及び面積並びに台数は別紙自動販売機設置一覧参照)

電話 059-378-9811

2. 設置期間

平成30年4月1日～平成35年3月31日(5年間、更新なし)

3. 自動販売機の仕様

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとする。

- ① 消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種であること
- ② 自販機の冷媒は、ノンフロン対応など環境に十分配慮した環境対応型であること
- ③ 「自動販売機の据付基準」(JIS規格)及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会作成)を遵守した措置を講じること。なお、転倒防止用の補助板の取付位置については、施設と協議のこと
- ④ 「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法)及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。また、商品販売に必要な営業許可を受けすること
- ⑤ 硬化選別装置及び紙幣認識装置のプログラム改変により、偽造硬貨または偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすとともに、屋内にあっても、「自販機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会作成)を遵守し、犯罪防止に努めること
- ⑥ 未使用の新品であること。(動作テストのための使用を除く。)
- ⑦ 災害対応型であること
- ⑧ ユニバーサルデザインの自販機を採用すること
- ⑨ 装飾は公序良俗に反しないものとする

4. 売上手数料率

別紙自動販売機設置一覧売上手数料率参照

5. 設置条件

(1) 建物・土地使用料

別紙自動販売機設置場所一覧の土地・建物使用料を納入すること

(2) 手数料

- ① 販売手数料は、自動販売機の毎月の売上合計額に売上手数料率を乗じて得た額とする。
- ② 販売手数料は、本協会が指定する期日までに全額納入すること。
- ③ 設置予定事業者は、各月ごとの売上合計が確認できる売上実績を、指定した期日までに書面で本協

会に報告すること。

(3) 設置及び運営に係る費用

- ① 自動販売機の設置、移転及び撤去に関する一切の費用は、設置予定事業者が負担することとする。
なお、設置に工事が必要な場合は、施設の指示に従うこと。
- ② 自動販売機の運転に必要な光熱水費は、全額設置予定事業者の負担とする。また、電気使用料を計測するための専用子メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限り。）により計測した使用量（1日始めの月末締め。計測日が施設の休館の場合は、その直近の日とする。）を、文書にて毎月10日までに施設に提出すること。
なお、電気使用料については、本協会が契約を締結した、電気事業者との契約に基づき計算した額を請求する。

6. 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

- (1) 商品補充、金銭管理（つり銭の補充を含む。）などの自動販売機の維持管理は、設置予定事業者の責任で行うこと。また、商品の賞味期限には十分に注意するとともに、施設行事による来場者等の動向に留意し、在庫・補充管理を適切に行い、自動販売機のトラブルには速やかに対応すること。
- (2) 販売する品目の容器等の種類に応じた使用済容器等の回収ボックスを必要個数設置し、使用済容器等は設置予定事業者の責任で適切に回収し、容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など関係法令に基づいて適切に処理すること。なお、回収ボックスは施設の景観を考慮したものとし、回収ボックスから空缶等の使用済容器が溢れたり、周囲に散乱しないよう十分な収容容積のものとする。
- (3) 自動販売機の照明等の点灯時間は、施設で指定した時間帯に設定すること。
- (4) 自動販売機の設置にあたり、据付面を十分に確認したうえで安全に設置するとともに、設置後は安全面に問題がないかを定期的に確認すること。
- (5) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令の遵守、徹底を図るとともに関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。
- (6) 故障等の問い合わせについては、連絡先を明記し設置予定事業者の責任において対応すること。

7. 利用条件

- (1) 自動販売機の設置する権利を、第三者に委譲または転貸しないこと。
- (2) 商品の搬入・廃棄物等の搬出時間及び経路については、施設と協議すること。
- (3) 商品の具体的な構成については落札決定後、事前に施設と設置予定事業者の間で調整すること。
※一つの自動販売機で販売する商品は、全て同一メーカーの製品に統一すること。ただし、飲料等のメーカーが他のメーカーと商品の販売提携を行っている場合は、当該他のメーカーの製品を当該飲料等のメーカーの製品とみなす。
- (4) 清涼飲料水は、酒類（ノンアルコール飲料を含む）を除く、缶、ペットボトル、紙パックの密閉式の容器入り清涼飲料水や乳製品など多種多様な構成とするよう努め、販売する商品については、施設と十分協議すること。
- (5) 軽食等は、パンや栄養補助食品などのサプリメント、菓子類など多様な構成とするよう努め、販売する商品については、施設と十分協議すること。

8. その他

(1) 販売価格

商品の販売価格はメーカー小売希望価格とすること。

(2) 原状回復

設置予定事業者は、契約期間が満了または契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。

なお、原状回復に係る費用等は全て設置予定事業者の負担とする。

(3) 自動販売機の破損、盗難

① 本協会の責に帰することが明らかな場合を除き、本協会はその責を負わない。

② 設置予定事業者は、商品及び自動販売機が汚損または毀損したときは、自らの負担により速やかに回復しなければならない。

(4) 災害時の無償提供

設置者は、災害時に三重県が災害対策本部を設け、災害対策本部から飲料提供の要請があったときは、当該自動販売機の在庫飲料を無償で提供するものとする。